

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 における非化石証書の利用について

令和4年4月
環境省、経済産業省

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における非化石証書の利用

- 令和3年11月から電力需要家も非化石証書を調達可能になった。
- 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（以下、SHK制度）において令和4年度の報告（令和3年度実績）から非化石証書を利用可能とする。

➤ SHK制度における取扱い

調整後温室効果ガス排出量の調整において、

『非化石証書の量×全国平均係数×補正率』（以下、非化石電源二酸化炭素削減相当量）で算出した量を、**電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を上限に控除することができる。**

➤ 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

ここで言う「電気事業者」

- ・電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者
- ・同項第九号に規定する一般送配電事業者
- ・同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者

算定方法

・電気事業者から小売供給された電気（kWh）×**調整後排出係数（t-CO₂/kWh）**

※電気事業者から小売供給された電気は、省エネ法様式第9特定第2表の「電気」⇒「電気事業者」の「昼間買電」と「夜間買電」の合計値と一致します。

※電気事業者別排出係数一覧 <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

該当事業者の調整後排出係数がない場合

・供給を受けている電気事業者の調整後排出係数が公表されていない場合は、「代替値」を用いて算定する

省エネ法定定期報告書のみ提出する事業者が非化石証書を利用する際の提出方法

※非化石証書を利用しない場合は、これに該当しません。

➤ 必要書類

① 省エネ法作成支援ツール等を使って作成した省エネ法報告書 （調整後温室効果ガス排出量の値は、非化石電源二酸化炭素削減相当量が反映されていないもの）

※2022年度の報告時点では、EEGS等（省エネ法定定期報告書作成支援ツール、温対法報告書作成支援ツール含む）で非化石電源二酸化炭素削減相当量を反映できません。

② 改正後温対法様式第1のうち、以下の必要事項を記入したもの

※「様式第1（非化石電源二酸化炭素削減相当量報告用）」に記入

- ・特定排出者の情報（事業者名や特定排出者コード等）
- ・調整後温室効果ガス排出量 （非化石電源二酸化炭素削減相当量反映後の値）
- ・第5表の1の内容
- ・第5表の4の内容

③ 調整に使用する非化石証書の量を証明するもの

※6月の口座凍結後に、日本卸電力取引所から発行される非化石証書の口座残高証明書が利用可能です。仲介事業者より証書を購入した事業者については、日本卸電力取引所の口座残高証明書の代わりに、購入した仲介事業者が発行する、報告年度対象分の購入証書量の証明書が使用可能です。

➤ 提出方法

EEGS（電子報告システム）にファイル添付するか、紙提出する。

省エネ法定期報告書と温対法報告書の両方を提出する事業者が非化石証書を利用する際の提出方法

※非化石証書を利用しない場合は、これに該当しません。

➤ 必要書類

① 省エネ法作成支援ツール等を使って作成した省エネ法報告書 （調整後温室効果ガス排出量の値は、非化石電源二酸化炭素削減相当量が反映されていないもの）

② 温対法作成支援ツール等を使って作成した旧温対法様式第 1 （調整後温室効果ガス排出量の値は、非化石電源二酸化炭素削減相当量が反映されていないもの）

※2022年度の報告時点では、EEGS等（省エネ法定期報告書作成支援ツール、温対法報告書作成支援ツール含む）で非化石電源二酸化炭素削減相当量を反映できません。

③ 改正後温対法様式第 1 のうち、以下の必要事項を記入したもの

※「様式第 1（非化石電源二酸化炭素削減相当量報告用）」に記入

- ・特定排出者の情報（事業者名や特定排出者コード等）
- ・調整後温室効果ガス排出量 （非化石電源二酸化炭素削減相当量反映後の値）
- ・第 5 表の 1 の内容
- ・第 5 表の 4 の内容

④ 調整に使用する非化石証書の量を証明するもの

※ 6 月の口座凍結後に、日本卸電力取引所から発行される非化石証書の口座残高証明書が利用可能です。仲介事業者より証書を購入した事業者については、日本卸電力取引所の口座残高証明書の代わりに、購入した仲介事業者が発行する、報告年度対象分の購入証書量の証明書が使用可能です。

➤ 提出方法

EEGS（電子報告システム）にファイル添付するか、紙提出する。

様式第 1 (非化石電源二酸化炭素削減相当量報告用) 記入要領

調整後温室効果ガス排出量

特定排出者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	5,372	t-CO ₂
--------------	-------	-------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、非化石電源二酸化炭素削減相当量を反映した調整後温室効果ガス排出量を記載すること。

非化石電源二酸化炭素削減相当量反映後の値を記入する

第 5 表の 1

第 5 表の 1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

種 別	合 計 量	
1. 非化石電源二酸化炭素削減相当量	4,628	t-CO ₂
2.		t-CO ₂
3.		t-CO ₂
4.		t-CO ₂

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。あわせて、第 5 表の 4 に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

種別：非化石電源二酸化炭素削減相当量
 合計量：第 5 表の 4 に記載する『非化石証書の量×全国平均係数×補正率』

第 5 表の 4

第 5 表の 4 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
FIT証書	10,000,000 kWh	0.000445 t-CO ₂ /kWh	1.04	5,000 t-CO ₂

備考 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
 3 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
 4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

種別：FIT証書
 非化石証書の量：調整に使用する非化石証書の量※ 1
 全国平均係数：公表されている全国平均係数※ 2
 補正率：公表されている補正率※ 2

※ 1：報告年度 6 月の口座凍結時に非化石証書保有口座に所有する証書の量、または仲介事業者が発行する報告対象分の購入証書量の証明書に記載の量のうち、調整後温室効果ガス排出量の調整に使用する量（他者に販売した証書や、排出係数の調整に使用した証書は使用することができません）

※ 2：記載している値はあくまで例です。算定・報告を行う際は、公表されている最新の値を用いてください。これらの値は電気事業者別排出係数と一緒に公表されます。（初回公表は令和 4 年 7 月の予定）

電気事業者別排出係数一覧 <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>